

第67回

税理士試験

所得税法

Special Discussion

鈴木 雅人
所得税法 講師

問題番号		出題された論点	難易度	本人の出来	受験生の出来
第1問	①	1 原則的納税地	○		○
		2 選択的納税地	○		○
		3 源泉徴収に係る納税地	○		○
	②	1 原則的取扱い（事業主の取扱い）	○		○
		2 原則的取扱い（親族の取扱い）	○		○
		3 青色事業専従者給与の内容	○		○
		4 事業専従者控除の内容	○		○
		5 青色事業専従者等の判定	○		○
	③	1 個人事業の開業届出書	○		○
		2 給与支払事務所の開設届出書	○		○
		3 棚卸資産の評価方法の届出書	○		○
		4 減価償却資産の償却方法の届出書	○		○
		5 青色申告承認申請書	○		○
		6 青色事業専従者給与に関する届出書	○		○
		7 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	○		○
		8 納税地の変更に関する届出書	○		○
		9 現金基準による旨の届出書	○		○
	④	1 予定納税額の納付（一般の場合）	○		○
		2 予定納税基準額の意義	○		○
		3 基準日等	○		○
		4 7月減額承認申請	○		○
		5 11月減額承認申請	○		○
		6 申告納税見積額の意義	○		○
		7 申請手続	○		○
		8 処分	○		○
		9 減額承認を受けた場合の予定納税額	○		○
第2問	問1	1 事業所得の金額	○		○
		2 医療費控除額（原則）	○		○
		3 医療費控除額（特例）	○		○
		4 医療費控除対象外のコメント（謝礼）	○		○
		5 医療費控除対象外のコメント（予防接種）	○		○
		6 医療費控除対象外のコメント（歯列矯正）	○		○
		7 医療費控除対象外のコメント（漢方薬）	○		○
		8 社会保険料控除額	○		○
		9 配偶者（特別）控除額	○		○
		10 扶養控除額（妻の母）	○		○
		11 扶養控除額（長男）	○		○
		12 扶養控除額（次男）	○		○
		13 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除額（判定）	×		×
		14 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除額	×		×
		15 住宅借入金等特別控除額（判定）	○		○
		16 住宅借入金等特別控除額	○		○
		17 源泉徴収税額	○		○
	問2	1 給与所得の金額	○		○
		2 譲渡所得（適用要件）	○		△
		3 建物の取得費（消費税）	○		○
		4 入居時までの借入金の利子	○		○
		5 売買契約書の印紙	○		○
		6 所有権移転登記費用	○		○
		7 入居時から退去時までの期間の借入金の利子（コメント）	○		△
		8 定期点検費用（コメント）	○		○
		9 転居費用（コメント）	○		○
		10 固定資産税（コメント）	○		△
		11 税理士報酬（コメント）	○		○
		12 譲渡所得の金額	△		×
		13 小規模企業共済等掛金控除	○		○
		14 生命保険料控除	○		○
		15 地震保険料控除	○		○
		16 配偶者（特別）控除額	△		×
		17 3,000万円特別控除	○		△

難易度の「○」は出来なければいけない部分
「○」は出来てほしい部分
「△」は出来なくても仕方ない部分
「×」は出来なくてもよい部分を示す。

受験生の出来の「○」はほとんどの受験生が出来ている部分
「○」は3～5割程度の受験生が出来ている部分
「△」は1割程度の受験生が出来ている部分
「×」はほとんど出ていない部分を示す。